

使用権譲渡許可申請 オンライン手続について

手続開始ページ

<https://ttzk.graffer.jp/city-kyoto/smart-apply/apply-procedure-alias/municipal-cemetery-assignment>

1 手続きが可能な者

使用者本人	代理人
○	×

※ 以下の場合、郵送又は持参で手続をしてください。

- ① マイナンバーの電子証明書を利用できない場合
- ② 代理人が手続をする場合
- ③ 親族以外の方に譲渡する場合

2 必要書類（PDF・写真で提出する場合は、入力前にデータを用意してください。）

	文書名	備考	提出方法		省略の可否	
			PDF・写真	郵送	京都市民	京都市民以外
1	墓地使用許可書	PDF・写真の場合は、使用できない状態のもの（「切断」・「×」印を付与など）	○	○	△ (紛失の場合可)	△ (紛失の場合可)
2	申立書	不要	—	—	—	—
3	譲渡人と譲受人の関係が確認できる書類	承継者の戸籍謄本、使用者の戸籍謄本 など	○	○	×	×
4	譲受人の住所が確認できる書類	住民票の写し、運転免許証のコピー など	○	○	×	×
5	同意書兼誓約書	様式	○	○	×	×
6	譲渡が必要な理由を証する書類	理由ごとに必要な書類	○	○	×	×